## 年金記録訂正請求に係る答申について

# 中国四国地方年金記録訂正審議会 令和4年 12 月 20 日答申分

### ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

国民年金関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 四国(受)第 2200018 号 厚生局事案番号 : 四国(国)第 2200004 号

#### 第1 結論

平成 12 年 6 月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

#### 第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和31年生

住 所:

#### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成12年6月

請求期間の国民年金保険料については、平成12年7月の保険料と一緒に平成14年8月23日にA郡農業協同組合B支所(平成28年5月16日から同組合C支店に統合)で納付したにもかかわらず未納と記録されている。所持している領収書を提出するので、調査の上、記録を訂正してほしい。

#### 第3 判断の理由

請求者は、「請求期間である平成12年6月の国民年金保険料を、同年7月の保険料と一緒に納付した。」旨主張しているところ、請求者が保管する同年6月及び同年7月の保険料に係る納付書・領収(納付受託)証書(以下「領収証書」という。)によると、平成14年8月23日にA郡農業協同組合B支所において、当該保険料を納付したことが確認できる。

また、請求期間の国民年金保険料は、領収証書に記載された平成 14 年 8 月 23 日時点において、時効により納付することができないため、過誤納として取り扱われるべきものであるが、オンライン記録において、過誤納記録は確認できず、充当又は還付処理が行われた形跡も確認できない上、日本年金機構D年金事務所は、「領収証書により、請求期間の国民年金保険料は平成 14 年 8 月 23 日に納付されたと思料され、その場合、当該保険料は時効による過誤納となり、還付又は充当を行うことになるが、その記録は確認できない。」旨回答している。

以上のことから、請求者が、時効により納付できない請求期間の国民年金保険料を納付し、納付された保険料は、長期間国庫歳入金として扱われていたことは明らかであり、その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求期間の保険料を納付していた期間に訂正することが必要であると認められる。

厚生局受付番号 : 四国(受)第 2200017 号 厚生局事案番号 : 四国(厚)第 2200004 号

#### 第1 結論

請求期間①について、請求者のA大学B学部C科における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のA大学B学部D科における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

#### 第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和38年生

住 所:

#### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和63年9月1日から昭和64年1月1日まで

② 平成元年4月1日から同年10月1日まで

請求期間①については、A大学B学部C科で産休代替職員として、請求期間②については、A大学B学部D科でパート職員として、それぞれ勤務していたにもかかわらず厚生年金保険被保険者記録がないので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

#### 第3 判断の理由

請求期間①及び②について、請求者がA大学B学部で勤務していたとして名前を挙げた複数の同僚の陳述、及び請求者が保管しているA大学B学部C科の集合写真(昭和 63 年 11 月 19 日付け)により、期間の特定はできないものの、請求者が、請求期間①当時はA大学B学部C科、請求期間②当時はA大学B学部D科で勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A大学人事課の担当者は、「請求期間①及び②において、A大学が請求者を雇用していた記録は確認できない。請求期間①及び②当時、各科が独自に人員を用意することがあったが、B学部C科及びB学部D科には資料が残っておらず、請求者の雇用記録を確認することができない。B学部で勤務して厚生年金保険に加入させる者は、A大学で加入させていたが、B学部C科又はB学部D科が請求者を雇用していた場合、雇用契約を行う時点で、厚生年金保険には加入しないという取決めをしていたのではないかと思われる。」旨陳述している。

また、前述の同僚のうちの一人は、「請求期間①及び②当時、C科等の各科が独自に 人員を用意することがあり、請求者は、B学部C科又はB学部D科で雇用されていた と考えられる。各科が独自に雇用した人については、厚生年金保険に加入させておらず、厚生年金保険料を控除していなかったと思う。」旨陳述しており、請求者のA大学 B学部C科及びA大学B学部D科での厚生年金保険料控除について確認できない。

さらに、オンライン記録により、A大学に係る健康保険厚生年金保険被保険者縦覧 照会回答票を確認したが、請求期間①及び②において厚生年金保険被保険者資格を取 得している者の中に請求者の氏名はなく、整理番号に欠番もないことから、請求者の 記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、請求者の請求期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認 できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が 厚生年金保険被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主によ り給与から控除されていたことを認めることはできない。